平成２２年（フ）第３２７号
神戸市須磨区友が丘７丁目22番地　村松テラス、住民票上の住所神戸市須磨区白川台５丁目46番地の19
破産者　村本美千代
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８７号
神戸市中央区加納町４丁目10番23号ロイヤル神戸三宮911号室、住民票上の住所神戸市西区樫野台１丁目22番地の６
破産者　三木　雅仁
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の185
破産者　あんふぁんこと　岡田　典子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７７号
兵庫県加古川市西神吉町大国449番地の３
破産者　塩平建設こと　塩平九州男
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７８号
兵庫県加古川市西神吉町大国449番地の３
破産者　塩平　隆二
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市東雲町２丁目１番３号、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目６番18号
破産者　山村　　恵
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４３号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地19―401号、申立時の住所奈良県生駒市萩の台１丁目１番９―401号
破産者　藤原　宏一
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
大分市大字荏隈910番地の85
破産者　柳田　誠一
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
大分市大字勢家1098番地の36　ＭＤワーフタワー502
破産者　小澤　雅史
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目461番地サンハイツ谷山103号
破産者　宮里　克洋
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３３２９号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１―21―７　サニーハイツ新桜ケ丘203号、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目62番３号
破産者　立田　政宏
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1938番地の２
破産者　西尾　耕作
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第２３７６号
京都市左京区田中西浦町６番地の37
破産者　村田香代子
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目187番地　県営夕日ヶ丘団地Ｃ棟112号、破産開始決定時の住所奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地21―212号
破産者　原　　敏夫
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
京都府八幡市美濃山宮道43―１ビサイド22306号、住民票上の住所京都府八幡市男山長沢５番地24
破産者　藤田　邦広
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
奈良市富雄泉ヶ丘20番４号
破産者　出口　昌利
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
和歌山市加納182番地の10　セジュールニシカワ206、開始決定時の住所和歌山市屋形町３丁目30番地
破産者　川原　雅次
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地42、旧住所鳥取県鳥取市美萩野４丁目424番地31
破産者　福井美樹子
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部